

幸田町監査公示第6号

令和5年10月20日付けで提出のあった幸田町職員措置請求書について、  
地方自治法第242条第5項の規定に基づき、監査を実施したので、その結果を  
別紙のとおり公表する。

令和5年12月8日

幸田町監査委員 大 浦 裕 

幸田町監査委員 黒 木 一 

## 幸田町職員措置請求に係る監査結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

住所（略） 氏名（略）

#### 2 請求の要旨

令和5年10月20日付けで提出のあった幸田町職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）、事実証明書として添付のあった公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）第2条、第6条及び第7条抜粋（現行）並びに派遣法第1条及び第2条抜粋（平成18年改正前）から、本件請求の要旨を次のように解した。

道の駅へのホテル誘致に関し、何ら権限を有しない一般社団法人全国道の駅連絡会に幸田町職員を職員定数外として令和4年10月1日から派遣し、その人件費等を幸田町が負担し、幸田町に多大な損害を与えた。

平成18年の派遣法改正により、地方公務員の派遣先として一般社団法人が明記されたにもかかわらず、幸田町公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成14年幸田町条例第1号。以下「派遣条例」という。）に一般社団法人全国道の駅連絡会を加えることなく、当該法人に幸田町職員を派遣しただけにとどまらず、給与等を負担すること自体が人事権の濫用であり、違法である。

よって、派遣された職員に支払った給与等、旅費、賃借料など当該職員派遣に伴い生じた支出の総額を、任命権者である幸田町長成瀬敦が補てんすることを請求する。

### 第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める要件を備えているものと認め、令和5年11月15日付けで受理した。

なお、本件請求に係る職員派遣に伴う給与等の支出が最初にあった令和4年10月14日を同条第2項の「当該行為のあった日」と認め、本件請求書の提出が当該支出日から1年を経過しているにもかかわらず、当該支出も本件請求の対象に含める理由については、本件請求書に「現在および今後も引き続き支出が続くことが推察され、一連の行為によると認められる」と記載されており、当該職員派遣の期間は、令和4年10月1日から令和6年3月31日までであり、当該職員派遣に伴う給与等の支出も、継続的に行われ、まだ終了しておらず、同項の「当該行為の終わった日」とは、当該行為又はその効力が相当の継続性を有するものについては当該行為又はその効力が終了した日を指すことから、同項の要件を備えているものと認めた。

### 第3 監査の実施

#### 1 請求人の陳述及び証拠提出

法第242条第7項の規定に基づき、令和5年11月24日請求人に陳述及び証拠提

出の機会を与えたところ、請求人からやむを得ない事由により出頭できない旨の申出があったため、令和5年11月20日陳述書及び証拠の提出をもって聴取に代えた。

(1) 請求人の陳述

令和5年11月20日に提出のあった陳述書から、本件請求書の記載内容を補足する陳述の要旨を次のように解した。

令和4年9月28日付けで幸田町が一般社団法人全国道の駅連絡会と締結した研修職員の取扱いに関する協定書から、本件請求に係る職員派遣に伴う令和4年10月分以降の給与及び社会保険料は、幸田町が負担していることは明らかである。すでに支出された全額は、不当な支出であり、職員派遣が続く限り支出されることになると推測できる。また、令和4年9月29日に、同年10月1日から令和5年9月30日までの派遣職員用住宅賃貸借契約を総額688,000円で締結している。さらに、令和4年10月18日付けで人事秘書課職員が起案した派遣職員に係る旅費（移転料を含む。）189,070円も、職員派遣がなければ発生しなかった経費であり、これら全てが幸田町の損害である。

平成18年の派遣法改正により、地方公務員の派遣先として一般社団法人が明記されたことから、派遣先として一般社団法人全国道の駅連絡会を派遣条例に規定すべきところ、必要な条例改正を行うことなく、研修名目で当該法人に幸田町職員を派遣したことは、明らかに地方公務員の派遣についての特別法である派遣法に違反している。一般社団法人への職員派遣は、その目的、必要性及び理由の有無にかかわらず、派遣条例への規定が不可欠である。条例の制定改廃に関する手続は、議員提出も可能であるが、この種の議案提出は、市町村長の専権事項である。辞令を発出する前に条例改正を行わなかったことは、法令順守が何よりも優先されるべき公務員にあって、決して看過されるものではない。

当該職員派遣は、派遣法に基づくものではないから、同法第6条第1項の「派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない」の適用は受けないと言われるかもしれないが、その考えは誤りである。公益法人等への職員派遣制度等の運用について（平成12年7月12日付け自治公第15号自治省行政局公務員部長通知）の第5のオの「法施行後は法に規定する職員派遣制度等によるべきものであること」からも、違法な職員派遣であるが、仮に、これが適法に行われたとした場合、派遣法第6条第2項の「地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる」ことから、条例規定があれば、管理職手当など一部の手当を除く給料手当の100分の100以内を支給することが法的には可能になったかもしれない。それにもかかわらず、所定の整備を行わなかったのは、当該派遣職員の給与を幸田町が丸抱えで負担することの理由付けが困難であったから、あえて研修名目にしたと勘繰りたくなる。

令和4年第3回幸田町議会定例会に議案質疑事前要求資料として令和4年9月9日に提出された「全国道の駅連絡会の事務局体制及び人件費の負担者」では、事務局長、事務局次長、その下に事務局職員が11人で、そのうち3人が自治体から派遣されており、いずれも派遣元が人件費を負担しているとされているが、この程度の組織に職

員を派遣して、十分な成果があるとは到底考えられない。また、当該職員派遣が計画的な人材育成を図るために行われたものではないことも問題である。このことは、令和4年5月19日開催の総務教育委員協議会に資料として提出された令和4年度幸田町職員研修計画の「派遣研修部門」に、当該法人が入っていないことから明らかである。

登記簿謄本によると、当該法人の目的等が変更され、令和2年12月7日登記され、事業の13号として「人材教育に関する事業」が追加された。これは、一見、当該職員派遣の正当性の根拠のようにも見えるが、目的の「道の駅に関する様々な課題等へ対応し、道の駅の質の向上・活性化に寄与するプラットホームとしての役割を担う」に該当しないことは明らかである。令和4年5月30日付けで当該法人から報告された当該派遣職員の研修内容は、「道の駅の収益機能、公益機能、経営機能の支援及びその関連業務」である。これに至る前の令和3年12月9日付けで当該法人から発出された研修員派遣についての依頼文では、「道の駅の活性化、加えて地方創生の拠点形成のための地方自治体の職員の人材育成が極めて重要である」と当該法人の業務と無関係な主張をし、「研修員派遣について、先導的な地方自治体としてご検討いただきますよう」とあたかも人材育成のノウハウを有しているかのような書き方である。実際は、企業版ふるさと納税とよく似た発想で、結果は、単なる人件費の寄付のようなものである。このような陳腐な依頼に、何ら疑問を持つことなく職員派遣を実行されたことは、首長として著しく注意義務を欠いていたと言わざるを得ない。

本件をそのまま容認することは、派遣法を骨抜きにするものである。昨年来、幸田町職員に事務負担を掛けることとなり、申し訳ない気持ちで多くの情報公開を請求してきたが、それらを見ると、コンプライアンス意識が希薄に思える。

当該法人の役員である成瀬敦氏が、自身が町長を務める幸田町から職員を当該法人に派遣させ、その人件費を幸田町が負担するように職員に指示し、幸田町の予算から支出させた。よって、幸田町長成瀬敦氏は、当該法人の役員である成瀬敦氏に幸田町の損害金額を支払わせるべきである。あわせて、コンプライアンスの徹底を理事者に伝えるようお願いする。

## (2) 証拠提出

令和5年11月20日に証拠として提出のあった資料については、次のとおりである。

資料1 一般社団法人全国道の駅連絡会における研修派遣の実施に伴う協定書について（令和4年9月26日付け総務部人事秘書課長起案）

資料2 派遣職員用住宅賃貸借に係る契約締結について（令和4年9月29日付け総務部人事秘書課職員起案）

資料3 派遣職員に係る旅費について（令和4年10月18日付け総務部人事秘書課職員起案）

資料4 派遣法第2条、第6条及び第7条抜粋（現行。事実証明書として本件請求書に添付のあった資料と同じ。）

- 資料5 派遣法第1条及び第2条抜粋（平成18年改正前。事実証明書として本件請求書に添付のあった資料と同じ。）
- 資料6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第27条、第61条、第89条及び第105条抜粋
- 資料7 公益法人等への職員派遣制度等の運用について（平成12年7月12日付け自治公第15号自治省行政局公務員部長通知）
- 資料8 全国道の駅連絡会の事務局体制及び人件費の負担者（令和4年9月9日提出令和4年第3回幸田町議会定例会議案質疑事前要求資料）
- 資料9 令和4年度幸田町職員研修計画について（令和4年5月19日総務教育委員協議会資料）
- 資料10 一般社団法人全国道の駅連絡会登記簿謄本（令和5年8月22日現在）
- 資料11 研修員の研修内容について（令和4年5月30日付け一般社団法人全国道の駅連絡会会長報告）
- 資料12 研修員派遣について（令和3年12月9日付け一般社団法人全国道の駅連絡会業務執行理事兼事務局長依頼）
- 資料13 全国道の駅連絡会への職員の研修派遣（令和4年8月22日令和4年第3回幸田町議会定例会議案説明会資料）

## 2 関係職員の陳述聴取

本件請求に係る職員派遣を担当した人事秘書課を監査対象課として、法第242条第8項の規定に基づき、請求人立会いの下、令和5年11月27日関係職員の陳述を聴取したところ、監査対象課は、請求人の主張に対し、次のように陳述した。

道の駅へのホテル誘致が町長の公約であり、この公約実現を目指すに当たり、道の駅を管轄する国土交通省へ幸田町の意向を伝える中で、まずは、道の駅の施設であるトイレの整備、駐車場の拡張や防災道の駅の拠点としての整備をしていくことが必要であることが分かってきた。幸田町は、これを町単独の事業として進めるのではなく、国土交通省の事業として進めていけたら良いと考えている。一般社団法人全国道の駅連絡会は、国土交通省管轄の組織であるため、その組織に身を置くことにより、事業推進に必要な知識やノウハウを身に付けるとともに、先進情報の収集や各機関との関係の構築が期待できることから、当該法人への職員の研修派遣は、幸田町にとって必要な取組であり、当該法人へ研修派遣している職員は、幸田町職員の定数にカウントしている。

派遣法は、人的援助が必要な公益的法人に対し、その業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度である。一方、当該研修派遣は、道の駅を拠点とした地域活性につなげるための先進的な取組事例の情報収集や知識の習得、その組織に身を置くことでしか得られない直接的な実務経験を通じたスキルアップ、人脈づくりに期待する、いわば人材育成のための研修が目的であり、人的援助を目的とした職員派遣ではないため、派遣法に基づかないことに問題はないと考える。

この程度の組織に職員を派遣して、十分な成果があるとは到底考えられないという請求人の主張については、組織の規模が大きくなくても、道の駅を拠点とした地域活性に

つなげるための先進的な取組事例の情報収集や知識の習得、その組織に身を置くことでしか得られない直接的な実務経験を通じたスキルアップ、関係組織との人脈づくりは可能であると考え。加えて、派遣中の職員は、当該法人の職員として省庁や国会議員との調整を行ったり、陳情に同行したりするなど、本来、幸田町職員が役場の中では経験できないような業務を行うことができおり、十分な成果が得られていると考える。

令和4年5月19日開催の総務教育委員協議会に資料として提出した令和4年度幸田町職員研修計画の「派遣研修部門」に、当該法人が入っていないという請求人の主張であるが、当該協議会開催時には、まだ当該職員派遣に係る協定の締結に至っていなかったためであり、その後、当該職員派遣を開始し、令和5年度も継続していることから、令和5年度幸田町職員研修計画には、当該法人を明記している。

#### 第4 監査の結果

##### 1 判断

監査委員は、本件請求について監査を実施した結果、次のとおり判断した。

本件請求に係る職員派遣については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条第1項の規定による「研修」を目的としたものであり、一般社団法人等への人的援助を目的とした派遣法による「派遣」ではないため、幸田町は、派遣先である一般社団法人全国道の駅連絡会を同法第2条第1項第1号の「一般社団法人」として派遣条例に定める必要がなく、また、当該派遣職員は、幸田町職員定数条例（昭和36年幸田町条例第7号）第3条の「定数の除外」の適用を受けず、同条例第2条の「町長の事務部局の職員」としてその定数内にあると認めた。よって、派遣条例に当該法人を加えることなく、幸田町職員を職員定数外として派遣したという請求人の主張は、事実として認められない。

請求人は、必要な条例改正を行うことなく、研修名目で当該法人に幸田町職員を派遣したことは、明らかに地方公務員の派遣についての特別法である派遣法に違反しているとした上で、一般社団法人への職員派遣は、その目的、必要性及び理由の有無にかかわらず、派遣条例への規定が不可欠であると主張し、その根拠として、派遣法による職員派遣制度等の運用について発出された平成12年7月12日付け自治公第15号自治省行政局公務員部長通知の第5のオから「法施行後は法に規定する職員派遣制度等によるべきものであること」を挙げているが、その対象となる職員派遣については、その前段で「従来、休職、職務専念義務の免除等により職員を公益法人等の業務に従事させていた場合のうち法の目的に合致するもの」に限定しており、この「法の目的」として、同通知の第1のイには「今回の制度は、地方公共団体がその施策の推進を図るために職員又は職員であった者を公益法人等の業務に専ら従事させるための制度であることから、職員の資質向上、能力開発等の目的で地方公共団体の実務研修という職務に従事する場合、公益法人等の業務とあわせて地方公共団体の職務にも従事する場合等については、今回の制度の対象外」であるとしていることから、研修目的で当該法人に幸田町職員を派遣したことが派遣法に違反しているとは認められない。

請求人の主張のように、当該法人の事業として追加された「人材教育に関する事業」が

当該法人の目的に合致しなかったり、「地方自治体の職員の人材育成が極めて重要である」という当該法人の主張がその業務とは無関係であったり、また、その組織の規模から当該職員派遣に十分な成果を得られなかったとしても、当該職員派遣は、関係職員の陳述のように、道の駅を拠点とした地域活性につなげるための先進的な取組事例の情報収集や知識の習得、その組織に身を置くことでしか得られない直接的な実務経験を通じたスキルアップ、人脈づくりに期待する、いわば人材育成のための研修が目的であることから、派遣法に違反しているとまでは認められない。

よって、当該職員派遣に伴う給与等の支出については、法第242条第1項の「違法又は不当な公金の支出」に当たらないと判断した。

## 2 結論

以上のことから、本件請求に理由がないものと判断し、これを棄却する。